

平成 27 年度第 4 回（第 139 回）

隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開 会 日 時 平成 27 年 7 月 28 日 9 時 30 分
2. 開 催 場 所 隠岐の島町教育委員会 会議室
3. 出 席 委 員 武田浩志、秋庭ゆみ子、野津幸恵、大津義文、山本和博
4. 欠 席 委 員 なし
5. その他出席者 八幡哲、中林眞、高宮操、砂本進、長田寿幸
6. 開 会 宣 言 委員長より開会宣言をする。
7. 付 議 事 件
  - 報告第 1 号 教育長報告
  - 議 第 1 号 隠岐の島町社会教育委員条例施行規則の廃止について
  - 議 第 2 号 隠岐の島町社会教育委員の会設置運営要綱の制定について
  - 議 第 3 号 隠岐の島町社会教育委員の職務執行に関する要項の制定について
  - 議 第 4 号 隠岐の牛突き習俗調査委員会設置要綱の一部改正について
  - 議 第 5 号 隠岐の島町古文書整理保存事業検討委員会設置要綱の一部改正について
  - 議 第 6 号 隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会設置要綱の一部改正について
  - 議 第 7 号 隠岐の島町教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について

8. 議事の概要

○報告第 1 号 教育長報告

委員長：報告第 1 号を上程します。

（教育長より説明）

◎全員了承した。

○議 第 1 号 隠岐の島町社会教育委員条例施行規則の廃止について

（生涯学習課長より説明）

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第 2 号 隠岐の島町社会教育委員の会設置運営要綱の制定について

（生涯学習課長より説明）

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第3号 隠岐の島町社会教育委員の職務執行に関する要項の制定について  
(生涯学習課長より説明)

野津委員：確認ですが、諮問は委員の会にしますが、それに対する調査研究については第4条で委員とあるように独任制を認めて、個人でそれぞれできるという事でしょうか。

中林課長：そのとおりです。社会教育委員は独任制でありますのでそのように定めております。

秋庭委員：諮問の場合に過半数以上の賛成で委員の会から意見が出されるわけですが、委員の方がその意見にどうしても賛同できない場合は、意見を申し上げる事は出来るのでしょうか。

中林課長：その場合は、第5条の意見具申のところで意見具申をしていただくことになります。

秋庭委員：社会教育委員が意見具申をされる場合の公開・非公開については、直前にその場で決定するのでしょうか。それとも前もって当事者に連絡するのでしょうか。それと非公開にする何か基準がございますでしょうか。

中林課長：基本は公開ですが、当日判断をして決定をしていただくことになろうかと思えます。

野津委員：例えば教科書や人事といった当然非公開とすべき内容は、最初から非公開にすることができますか。

中林課長：内容を吟味して参考意見は申し上げますが、最終的には教育委員の判断に委ねることになろうかと思えます。

委員長：非公開となった場合、傍聴者の退席などを含めた会議の進行はどうなりますでしょうか。

八幡課長：非公開に決定しましたら、その議案は最後に回し、その際には傍聴者の方には退席していただいて会議を進めていただきたいと思います。

大津委員：今までこういった要綱が無かったので、混乱を招いたと思えます。今回、きちっと定められたのは大変良いことだと思います。

教育長：第135回教育委員会で私の発言で社会教育に関して、認識の誤りがありました。会議の代表意見を述べるという事を申し上げましたが、社会教育委員は独任制であり、それぞれが意見具申を行うことができます。この場をお借りして訂正とお詫び申し上げます。

委員長：社会教育委員は独任制でありながら、第2条では委員の会として立案するとありますが、どういう意味があるのでしょうか。

中林課長：そもそも立案は個人でもできますが、10人の委員からそれぞれの意見が出た場合、事務局としては大変苦慮いたします。そういった事が無いように第2条計画の立案や第3条諮問に基づく意見陳述は、ある程度会議の中でまとめていただきたいと思いますという事です。

委員長：第6条の社会教育委員が指導助言を行うことができるとありますが、こういった事が想定されますでしょうか。過去にもこういう事があったのでしょうか。

中林課長：今までに事例はございません。内容については今わからないもので調べて、後日回答したいと思います。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第4号 隠岐の牛突き習俗調査委員会設置要綱の一部改正について  
(生涯学習課長より説明)

大津委員：委員の数は6名以内にしておけば、4名あるいは5名でも大丈夫という事なのか。それともやはり6名の委員が必要という事なのかどちらでしょうか。言い換えれば、委員の人数は何名が適切なのでしょうか。

中林課長：当初6名以内にしておけば、4名あるいは5名でも運営していけると判断しておりました。しかし、要綱の上で整合性が取れないという事で今回改正いたしました。実情は現在の委員は5名ですが、今後進捗状況を踏まえて、1名増として6名の体制で運営していきたいと考えています。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第5号 隠岐の島町古文書整理保存事業検討委員会設置要綱の一部改正について  
(生涯学習課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第6号 隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会設置要綱の一部改正について  
(総務学校教育課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第7号 隠岐の島町教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について  
(総務学校教育課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

委員長：以上で議案の審議を終了いたします。

9. 課長報告

- 給食センター調理業務プロポーザル審査委員会について
- 新規ALTの紹介について（追加）
- すわらじ劇団の実施について
- 隠岐の島町屋内温水プールの利用時間の変更について
- 隠岐の牛突き習俗調査委員会の状況報告について（追加）
- 第29回アドベンチャー教室について

10. その他

11. 協議事項

- 平成27年度第5回（第140回）教育委員会の開催について  
・・・平成27年8月27日（木）9：30～

12. 特記事項

13. 閉会日時 平成27年7月28日 11：17

14. 会議録作成者 総務係 砂本 進

署名日 平成 年 月 日

隠岐の島町教育委員会

委員長